

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の 山口県准看護師試験受験資格認定に関する要領

1 目的

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づき、山口県が行う准看護師試験の受験資格認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち、保健師助産師看護師法第21条第5号に該当しない者

3 審査方法

県は、審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、「4 認定基準」に基づき審査を行う。

4 認定基準

県は、次の（1）から（7）までの認定基準をすべて満たしたものに対し、山口県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

以下のアからウまでの認定基準による。

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野の時間数を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（5）外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度

国家試験、又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校や高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）の認定を受けていること。

4 受験資格認定の申請

(1) 申請者は、知事が別途定める申請期間に、「5 提出書類」に示す書類を試験事務局まで持参すること。なお、申請期間の最終日が土曜日、日曜日、及び「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日に当たる場合は、直前の平日を締切日とする。

(2) 申請受付は、日時について電話で予約を取ってから、試験事務局に来所すること。予約については、申請予定日（来庁日）の1週間前の17時までに連絡すること。

(3) 郵送及び代理人による申請は受理しない。

(4) 受付窓口（試験事務局）

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県健康福祉部医療政策課看護指導班 [電話] 083-933-2928

5 提出書類

(1) 山口県准看護師試験受験資格認定願（様式1）

学歴は、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業までの入学・卒業年次を、各々の学校について西暦で記入すること。

(2) 本人確認書類

次のアからエまでの書類のうち、いずれか一つを提出すること。

ア 住民票

「行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第5項に規定する「個人番号（マイナンバー）」が記載されていないものに限る。

イ 在留カード

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76条）」の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。

ウ 戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）

申請前6か月以内に発行されたものに限る。

エ 旅券（外国籍の者に限る。）

(3) 医師の診断書（様式2）

日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。

(4) 外国で取得した有効な看護師免許証の写し

外国では日本の准看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要な書類は全て準備すること。

(5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

- (6) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した教育課程及び時間数を明らかにした書類
- 履修した科目の教育内容と時間数及び単位数が明らかな書類であること。(学業成績証明書やシラバス等)
 - 教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。
 - 単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はsemester制として換算し直すこと。
 - 当該施設長の証明のあるものに限る。
- (7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数、時間数の対照表(様式3)
- 履修科目は基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。
また、講義と臨地実習を区別すること。
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府などによって正式に認可されたものである証明
- 正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。
 - 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットやウェブサイトなどに明記されているのであれば、資料として提出できる。
- (9) 日本の中学校・高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書又は日本語能力試験N1認定結果に関する証明書
- (10) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(様式4)
- 卒業当時の状況を記載し、「年月日時点」欄の日付もその当時のものであること。
なお、他の書類により施設現況書に相当する内容を証明できる場合は省略できる。
- (12) 外国で看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
- (13) 中国の看護師免許を有する者にあつては、専門技術資格証書及び看護師就業証書

6 受験資格認定についての問い合わせ先(試験事務局)

山口県健康福祉部医療政策課看護指導班

[住所] 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

[電話] 083-933-2928

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

※作成上の注意

- 1 提出書類の部数は1部である。
- 2 提出書類の(1)、(3)、(7)、(11)は、所定の様式に日本語で記載すること。
- 3 添付書類のうち外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。翻訳中の固有名詞を含めて全て日本語(ひらがな、カタカナ、常用漢字)で記載すること。
- 4 提出書類の(4)～(6)、(8)、(10)、(11)、(12)については、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において、提出書類と日本語訳の両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 5 提出書類の(4)、(5)、(9)、(10)については、それぞれ原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
- 6 書類の記載は、日本語による書類は日本語で記載し、原語による書類は言語で記載すること。
- 7 提出書類内で共通する固有名詞の表記は統一すること。
- 8 外国籍の者の氏名についてはアルファベット表記とすること。(参考として原語の併記可)
- 9 日本国籍の者の氏名は日本語(常用漢字、ひらがな、カタカナ)表記とすること。

※申請時の留意点

- 1 認定申請は、必ず申請者本人が行うこと。(郵送不可。代理人不可。)
- 2 書類に不備があった場合は、再度来庁し書類提出が必要となることがあるので、十分に注意し、不備のないように準備すること。なお、不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は申請期間内とする。
 - 申請前には提出書類の不足・不備がないか必ず「山口県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト」に記入し、また、記入したチェックリストは必ず持参すること。チェックリストに記入がない場合、対応できないので注意すること。
- 3 申請受付は、日時について電話で予約を取ってから、山口県健康福祉部医療政策課に来庁すること。予約については、申請予定日(来庁日)の1週間前の17時までに連絡すること。
 - 予約時間は守ること。予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。
予約の変更若しくはキャンセルの場合は、申請予定日の前日17時までに連絡すること。1日の受理人数は限られているので、早めに予約すること。
- 4 外国で取得した書類が、当該国で登録している氏名(以下「登録名」という。)で作成されており、それが「5 提出書類」の(4)の看護師免許証の表記と異なる場合は、旅券により登録名を証明することになるため、その際には、提出書類とともに旅券の写しを提出すること。

※申請時の持ち物

- 1 提出書類
- 2 身分証明書(旅券又はマイナンバーカード、運転免許証等日本国の公的機関が発行した書類)
- 3 筆記用具